

武蔵野市立小中学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

武蔵野市立小中学校教育研究会補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（決定通知）</p> <p>第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、<u>武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）第7条第1項の武蔵野市指令書</u>により、申請者に通知するものとする。</p>	<p>（決定通知）</p> <p>第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、<u>武蔵野市立小中学校教育研究会補助金交付決定通知書（様式）</u>により、申請者に通知するものとする。</p>	字句の改正
<p>（実績の報告）</p> <p>第9条 補助金の交付を受けた教育研究会は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、<u>2か月以内に</u>、次に掲げる事項を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p>	<p>（実績の報告）</p> <p>第9条 補助金の交付を受けた教育研究会は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、<u>速やかに</u>、次に掲げる事項を記載した実績報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p>	字句の改正
<p>（指令の取消し）</p> <p>第10条 （略）</p>	<p>（<u>交付決定</u>の取消し）</p> <p>第10条 （略）</p>	字句の改正
	<p><u>様式</u> （別添のとおり）</p>	様式の追加

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

所在地（住所）  
名称及び代表者氏名

武蔵野市長

武蔵野市立小中学校教育研究会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました武蔵野市立小中学校教育研究会の研究活動等に要する経費の補助について、下記のとおり交付することを決定したので、武蔵野市立小中学校教育研究会補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

金 円

ただし、次の条件を守ってください。

- 1 この補助金は、武蔵野市立小中学校教育研究会の研究活動等に要する経費を補助するものです。
- 2 事業完了後速やかに実績報告書を提出してください。
- 3 補助金は、補助目的以外には使用できません。
- 4 2又は3の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 5 その他武蔵野市補助金等交付規則及び武蔵野市立小中学校教育研究会補助金交付要綱の規定を守ってください。